

## 研究制度評価個票（中間評価）

<b>研究制度名</b>	知財マネジメント強化	<b>担当開発官等名</b>	農林水産技術会議事務局研究企画課
		<b>連携する行政部局</b>	輸出・国際局知的財産課
<b>研究期間</b>	H30～R 9（10年間）		
<b>総事業費</b>	2. 2億円（見込）		

### 研究課題の概要

農林水産研究においては、研究成果の社会実装を見越し、農林水産業・食品産業のビジネスモデルに対応した戦略的な知的財産（※1）マネジメントを推進する観点から、平成28年に「農林水産研究における知的財産に関する方針」（農林水産技術会議決定）を策定し、令和4年には、昨今の知財マネジメントをめぐる情勢を踏まえた改訂を行ったところ。

本方針では、

- ① 研究成果を、農林水産業・食品産業等の現場における事業としての活用を通じて、新たな消費者価値の創出に結び付け、社会に還元すること
- ② 我が国の農林水産業・食品産業等の競争力強化に大きな貢献が期待される技術について、他者への流出による模倣等を防ぐためクローズにする領域と、他者に活用させるためオープンにする領域を戦略的に形成することによって、競争力強化に確実に結び付けることの実現に向けた知的財産マネジメントを推進し、成果を適切に技術移転することを規定している。

このことを踏まえ、我が国農業の国際競争力の向上等に向けて、研究成果の効果的な社会実装を推進するため、平成30年度より、

- ① 公的研究機関等が知的財産マネジメントを実施するにあたり、考慮すべき基本的な項目をとりまとめた「農林水産業・食品産業の公的研究機関のための知財マネジメントの手引き」（以下、「手引き」という。）の策定・充実
- ② 手引き等を活用した公的研究機関等へ相談対応
- ③ 公的研究機関職員向け知財教育環境の充実のための教育用映像コンテンツ（以下、「映像コンテンツ」という）の作成
- ④ 知財マネジメントの推進に向け、公的研究機関等を対象としたセミナーの実施等を実施してきたところ。

令和5年度においては、公的研究機関等における知財マネジメント強化にかかる具体的なアクションを支援するため、知財戦略や侵害対応マニュアルを策定するなど、知財マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関等を選定し、重点的に支援を行っているところ。

### 1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）

中間時（5年度目末）の目標	最終の到達目標
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知財専門家による相談対応を通じて、全国の公的研究機関の知財に関する課題（共同研究、ライセンス契約締結等）を毎年度30件以上解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究機関への知財専門家による相談等を通じた、公的研究機関の知財に関する課題解決による知財マネジメントの強化</li> <li>・ 公的研究機関に対する知財マネジメント強化に資する知財専門家による伴走支援を通じた、横展開可能な事例の創出</li> </ul>

## 2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（R9年）

全都道府県の農林水産・食品産業に係る研究について、適切な知財マネジメント体制による研究成果の効果的な社会実装の実現。

（※）本事業の支援等を活用した各都道府県の公的試験研究機関に対し調査を行い、事業による効果及び知財マネジメントの状況を把握。

（効果的な研究成果の社会実装の状況は、一部の数値の目標により評価することは困難且つ総合的な観点での評価が必要であることから、定量的な指標については、継続的に検討を行う。）

### 【項目別評価】

#### 1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性

ランク：A

##### ①事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性

近年の海外等への優良品種の流出事案が発生している状況から、令和2年12月に種苗法が改正され、令和3年4月からは、海外持ち出しの制限等の措置ができるようになり、品種の育成者は、開発した植物新品種が、農業現場における課題の解決や農業者の収益の増大をもたらすよう、海外持ち出し制限や栽培地域の指定、許諾条件などを適切に定めておく必要性が高まっているところ。

また、政府の「輸出拡大実行戦略」における取組の一つとして、令和4年12月から、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視を行うとともに、海外にライセンスし、育成者権者にロイヤリティを還元する機能を果たす「育成者権管理機関」の設立に向けた取組が始まっており、より一層、研究開発段階からの戦略的な知財マネジメントの重要性は増している。

##### ②引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性

近年、我が国で開発された植物新品種の海外での無断栽培が明らかになっており、このような観点からも、研究開発段階から知財マネジメントを推進し、我が国の新品種を適切に保護し、我が国の農業競争力を強化していくことが重要である。農林水産研究においても、外部の知識・技術を積極的に活用する「オープンイノベーション」が重視される中、「オープン・アンド・クローズ戦略（※2）」により、自らが持つ技術の価値を最大化する取組が必要となっている。このため、研究開発によって得られた新品種や新技術を我が国の農林水産業の競争力強化に結びつけていくためには、知財マネジメントを強化することが重要である。

#### 2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性

ランク：A

##### ①中間時の目標に対する達成度

公的研究機関から寄せられる、共同研究や利用許諾に関する契約等の知的財産にかかる相談について、知財専門家による対応等を通じて、毎年度30件以上の課題を解決して（令和2年 30件、令和3年 32件、令和4年 44件）おり、令和5年度も、引き続き専門家による相談を実施しており、アウトプット目標は達成できると見込んでいる。

##### ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠

専門家による相談対応等による助言・指導を継続していくとともに、令和5年度より、知財マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関への重点的な支援として、知財戦略や侵害対応マニュアルの策定など、専門家による伴走支援を行い、横展開可能な事例の創出を行っており、令和5年度は3機関に対して支援を行っているところ。当該事業については、評価専門委員会から挙げられている「知財への取り組みについて地方ではバラつきがあるとのことから、件数（量）だけでなく、質の向上にも配慮して欲しい」との所見も踏まえ、個別の相談対応等による知財に関する課題解決件数を積み上げるだけでなく、公的研究機関自らが知財マネジメントに継続的に取り組めるようにするために、伴走支援等の知財マネジメントの実践的な支援し、各都道府県のレベルに応じた横展開可能な事例を創出することとしており、様々なレベルの都道府県に対して、そのレベルに沿った知財マネジメントの強化を図ることができることから、アウトプット目標は十分達成される見込み。

**3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性****ランク：A****①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠**

これまで個別相談対応及び公的研究機関との意見交換の実施、セミナーの開催や知財マネジメントの手引き等を作成・普及することで、公的研究機関等の知財マネジメントの向上を図るほか、令和5年度より、知財マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関に対し、知財戦略や侵害対応マニュアルの策定など、専門家による伴走支援を行い、重点的に支援し、横展開可能な事例の創出を進めているところであり、このような取組により、アウトカム目標の達成が見込まれると考えている。

**②アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性**

専門的な相談に対応できるよう、日本弁護士連合会の支援の下に設立された知財専門弁護士の全国規模のネットワークである「弁護士知財ネット」と連携して本研究制度を実施している。

また、都道府県への通知等を通じて、相談窓口の周知を図っている。

**4. 研究制度運営方法の妥当性****ランク：A****①制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性**

本研究制度においては、公的研究機関等に対し、適切に知財マネジメントに関する助言・指導を実施できる高度な専門的知識が求められる。このため、知財マネジメントに高度な専門的知見を有する者として、日本弁護士連合会の支援の下に設立された知財専門弁護士の全国規模のネットワークである「弁護士知財ネット」に業務委託するとともに、事業実施に当たっては、知財専門家を入れた定期的な打ち合わせを月1～2回程度実施し、業務の適切な運用を図った。また、伴走型支援の支援対象の選定等に当たっては、知財の専門家からなる検討会を設置・活用し、より横展開事例として適切な対象機関を選定した。さらに、継続的に本事業を活用した者に対するアンケートを行い、事業で得られた効果（意識の変化、組織や体制の改善、知財取得件数の変化、特許許諾件数の変化等）を調査している。これらに加え令和5年度から都道府県が実施する知的財産マネジメントの状況についてアンケートを実施し、都道府県の知財マネジメントの状況を把握することとした。これらのことより、進行管理のための取組内容は妥当である。

**②制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性**

本研究制度の実施機関を選定するに当たり、知財マネジメントに高度な専門的知見を有し、かつ効果的・効率的な事業計画を作成した委託先を、企画競争によって選定した。このため、予算の配分の最適かつ効果的な活用のための取組内容は妥当である。

**【総括評価】****ランク：A****1. 研究制度の継続の適否に関する所見**

- ・近年、日本で開発された新品種の海外での無断栽培等が増加する中、新品種や新技術の保護は我が国の競争力強化のために不可欠であり、本研究制度の必要性は高い。
- ・研究は概ね計画どおり進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高く、継続は妥当である。

**2. 今後検討を要する事項に関する所見**

- ・知財に関する課題は、地域毎に性質やレベル等が異なることから、地域毎の課題を細やかにすくい上げ、対応できるよう、例えば全国ネットワークの活用等の取組に期待する。
- ・既の実施している専門家による伴走支援策を含め、横展開による対応の強化等を通じて、数だけではなく、質の向上にも注視しながら取組を進めていただきたい。

[研究課題名] 知財マネジメント強化事業

用語	用語の意味	※ 番号
知的財産	発明、考案、植物の新品種、意匠、著作権その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発明又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。	1
育成者権	<p>新たな品種を育成した者が、品種登録を受けている品種について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その品種の種苗の生産、増殖、譲渡や輸出入等</li> <li>・その品種を用いることにより得られる収穫物や加工品の生産、譲渡や輸出入等を独占することができる権利。</li> </ul> <p>育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年（果樹等の永年性植物は30年）</p>	2
オープン・アンド・クローズ戦略	自ら保有する知的財産について、国際標準化を含めてオープンに活用するとともに、守るべき技術をしっかり見極めて秘匿化・独占化する戦略	3

# ○ 知財マネジメント強化 【継続】

【令和5年度予算額 27（27）百万円】

## <対策のポイント>

我が国農業の国際競争力の向上等に向けて、研究成果の効果的な社会実装のための知財マネジメントを推進します。

## <政策目標>

- 知財専門家による相談等を通じて、公的研究機関の知財に関する課題を30件以上解決。

## <事業の内容>

### 1. 知財マネジメントの普及・啓発

- 弁護士等の知財専門家による公的研究機関からの相談対応を行い、公的研究機関の知財に関する課題を解決します。
- 知財マネジメントの推進に向け、公的研究機関等を対象としたセミナー等を実施します。

### 2. 知財マネジメントの実践支援

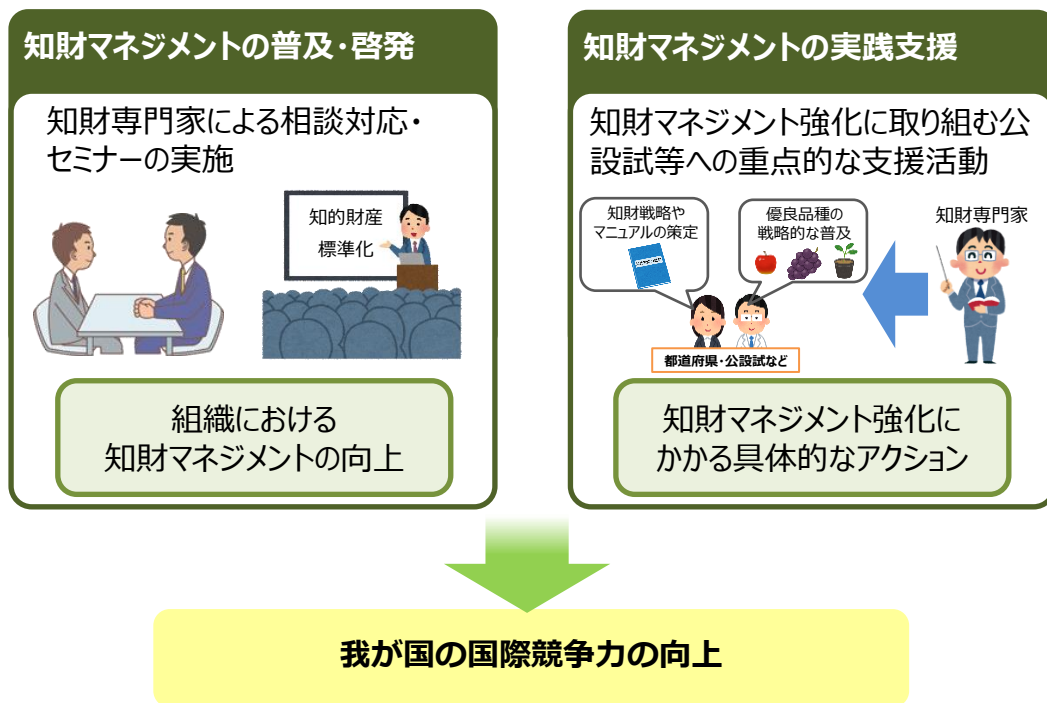
- これまで本事業で作成した手引きや動画等のツールを活用し、知財戦略や侵害対応マニュアルを策定するなど、知財マネジメントの実践に取り組もうとする公的研究機関等を選定し、重点的に支援を行います。

## <事業の流れ>



※ 公設試・大学を含む。

## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究企画課（03-3502-7436）

# 農林水産研究における知的財産に関する方針

平成28年2月決定（令和4年12月改訂）  
農林水産省農林水産技術会議

農林水産研究における知的財産に関する方針は、

- ・ 農林水産技術会議が委託等により実施する研究開発
- ・ 農林水産省所管の国立研究開発法人が行う研究開発 において

- ① 農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果との基本的な考え方のもと、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究開発を効果的・効率的に推進
  - ② 発明時における権利化・秘匿化・公知化や、権利化後の特許等の開放あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速化する観点から最も適切な方法が採用されるよう、各研究機関における知的財産マネジメントの強化に向け助言・指導
  - ③ 輸出促進を見据えて、国内だけでなく海外への戦略的な権利許諾を推進
- していくため、国立研究開発法人、大学、都道府県等公設試験研究機関、民間企業等の研究機関が行うべき知的財産マネジメントの取組及び留意事項を示すもの。

# 「知財マネジメントの手引き」の概要 (平成 31 年 3 月策定 (令和 5 年 3 月改訂))

公的研究機関等のマネジメント層や知的財産担当者、研究者等が、知的財産マネジメントを実施するにあたり、考慮すべき基本的な項目をとりまとめたもの。

	項目	記載内容
1	知財マネジメントの在り方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 知財マネジメントを実施する目的</li><li>・ 知財マネジメント実施体制の整備 等</li></ul>
2	知財マネジメントの基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 知財マネジメントに関する基本方針策定</li><li>・ 知的財産担当者の設置・人材育成</li><li>・ マニュアル・規程の整備 等</li></ul>
3	研究開発前、研究開発中の知財マネジメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研究テーマの設定</li><li>・ ビジネスモデルの検討</li><li>・ 共同研究契約の留意点 等</li></ul>
4	研究成果の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ライセンス契約の留意点</li><li>・ 海外出願の重要性と留意点</li><li>・ 侵害調査 等</li></ul>
5	データ・ノウハウの取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法律に基づく研究データの利用と管理</li><li>・ 契約に基づく研究データの利用と管理</li></ul>
6	農林水産・食品産業における標準化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 標準化の概要</li><li>・ 国際標準化とは</li></ul>
7	事例集	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あまおう</li><li>・ シナノゴールド</li><li>・ 茶葉とビワ葉による高機能発酵茶</li><li>・ るりおとめ</li><li>・ よつぼし</li></ul>

# 知財マネジメントに関する疑問や課題をご相談ください。 専門家が相談に対応します。

ご相談は無料です



## 事業概要

本事業では、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む都道府県の公設試験場、国立研究開発法人等における適切な知財マネジメントの実施や能力向上に資するため、「知財マネジメントの手引き<sup>\*</sup>」を普及していくとともに、知財マネジメントの高度な知見を有する専門家により、研究機関等への助言活動を実施していきます。

<sup>\*</sup> 公的研究機関等の関係者が知財マネジメントを実施するにあたり、考慮すべき基本的な項目をとりまとめたもの。  
平成30年度農林水産省委託事業により作成、令和元年度、2年度、3年度及び4年度改訂。

### 知財マネジメントに関する相談



### 知財マネジメントの 手引き普及



相談対応、手引き等の  
詳細についてはこちら



## 相談の対象機関

農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む都道府県の公設試験場、国立研究開発法人 等



## 対象となる相談内容

知財マネジメントの強化に資する内容であれば広く対象となります。また、令和3年度事業から国際標準化に関する相談を受け付けています。

例) 利用許諾契約等の各種契約締結、国内外の品種登録、商標権、内部規程、  
知財を活用したビジネス面、国際標準化戦略についてのご相談 等



## 相談によるメリット (例)

- 知財の専門家から、貴組織が開発した品種や特許の権利を保護するための適切なアドバイスを受けることができ、他者による権利侵害を防ぐことが可能となります。
- ビジネスの専門家から、貴組織が開発・保有する知財をビジネスに結び付けるためのアドバイスを受けることができ、ビジネス化を想定した知財管理に役立ちます。
- 法律の専門家から、契約書等に対する専門的なアドバイスを受けることができ、法律的見地から貴組織の知財を適切に保護していくことが可能となります。



## 相談のお申込方法

ご相談を希望される方は、相談項目ごと、以下の宛先に電子メールにてご連絡ください。応募の後、本事業の事務局もしくは専門家からご連絡させていただき、相談の対応をいたします。

- 契約書・契約締結・営業秘密等、法律事務に関する相談はこちら  
[r\\_tonomura@nakapat.gr.jp](mailto:r_tonomura@nakapat.gr.jp)
- 出願戦略を含む、出願や制度に関するご相談はこちら  
[qqad5dst9@ceres.ocn.ne.jp](mailto:qqad5dst9@ceres.ocn.ne.jp)
- 国際標準化・知財戦略・事業化等に関するご相談はこちら  
[agri-chizai@tohmatu.co.jp](mailto:agri-chizai@tohmatu.co.jp)

### 注意点等

- ご相談いただいた情報の取扱い（農林水産省への報告及び手引きへの記載・利用等）について、申込後に同意書の提出をお願いいたします。
- 相談をご利用いただいた場合には、アンケート等への協力をお願いすることがあります。
- ご相談の方法は、状況に応じ、対面、電子メール、電話会議システムなどの適切な手段により実施します。
- 知財戦略、事業化に関して助言させていただいた内容のご活用は、ご利用者のご判断になりますので、活用結果に関する責任は負いかねることを予めご了承願います。





## 相談に対応する専門家

### 法律事務に関するご相談

※弁護士が担当します

#### 弁護士知財ネット 常務理事 末吉 亙 (すえよし わたる)

- 弁護士知財ネットの相談対応可能領域 (例)
  - 契約に関する法律相談
  - 紛争に関する法律相談、
  - 特許権・商標権・育成者権・著作権に関する法律相談
  - データ契約に関する法律相談、
  - 営業秘密に関する法律相談、
  - 和牛遺伝資源に関する法律相談

弁護士知財ネットは、日本弁護士連合会の支援の下に誕生した全国規模のネットワークで、1000名以上の弁護士が登録しています。中でも、農水法務支援チーム(座長 弁護士松本好史)は、農林水産業における知的財産権を専門とする弁護士100名以上(北海道から九州まで)のメンバーで構成されています。

ご相談連絡先(r\_tonomura@nakapat.gr.jp 受付担当: 弁護士外村玲子(農水法務支援チーム事務局長))がご相談内容と相談方法のご要望(打ち合わせ、電話、メール)をつかがい、ご希望に沿う弁護士が担当致します。

### 品種・特許・商標の出願や制度に関するご相談

※弁理士が担当します

#### 本間 政憲 (ほんま まさのり)

- 本間知的財産事務所/弁理士
- 日本弁理士会農林水産知財対応委員長(2017)
- 日本茶インストラクター
- 相談対応可能領域: 品種・特許・商標の出願、出願戦略策定支援、知財制度全般
- 相談のお申込方法記載のアドレスにご連絡いただければ、ご相談内容に応じて担当弁理士がメール、電話等で対応させていただきます。

### 知財戦略、事業化等に関するご相談

※デロイトトーマツの知財及び農業ビジネスの専門家が担当します

#### 稲川 敦之(いながわ のぶゆき)

- 有限責任監査法人トーマツ 農林水産業ビジネス推進室 パートナー
- 農林水産業界において、マーケティングや新規ビジネスの企画検討等に関するコンサルティング経験を有する
- 相談対応可能領域: 農業関連企業の海外進出支援、成長戦略策定支援、アジア等海外地域進出に関する市場調査、アグリビジネス参入及び新規農業ビジネス立上げに関する支援

#### 近藤 真吾 (こんどう しんご)

- 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業部 ガバメント&パブリックサービシーズ
- 国内外の自動車メーカー間での知的財産(特許、意匠、商標)係争に20年間従事し、ライセンス供与、クロスライセンス。ライセンス導入等の交渉経験を有する。
- また、令和3年度より地域産業支援センターのコーディネーターとして、300社以上の経営相談に対応し創業から新製品開発や経営戦略策定等、約30社以上に伴奏支援を実施し、成功事例6件を創出
- 相談対応可能領域: 事業戦略及び知的財産戦略アドバイザー、知的財産取引支援、グローバル知的財産戦略アドバイザー

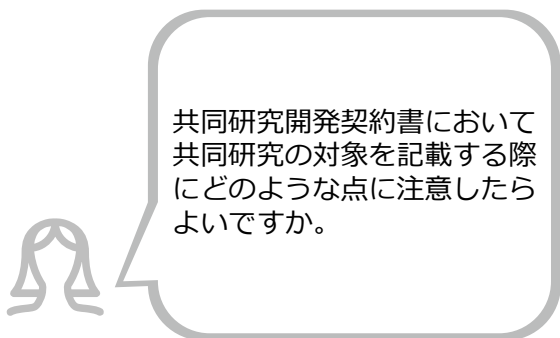
※その他、林業や水産業のビジネス専門家もご対応させていただきます

～上記他、国際標準化のような多種多様なご相談にも対応させていただきますので、お気軽にご相談ください～



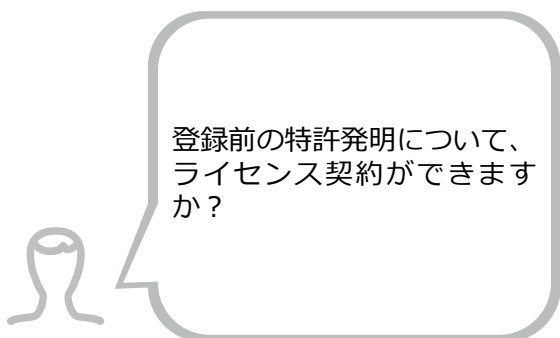
## これまでにあった相談内容例

### ■ 共同研究開発に関する相談



共同研究の対象の記載は、それぞれの当事者が与えられた役割を果たしているかなどの判断をする際に重要な役割を果たすので、抽象的に「〇〇の開発に関わる件」というような記載の仕方ではなく、「特許〇号の〇〇製造方法の実証試験を行い、〇〇、〇〇、〇〇の収率及び合成速度に及ぼす影響等を明らかにし、製造方法の最適化に関する基礎データを得ること」等、具体的な記載になるよう一緒に検討しましょう。

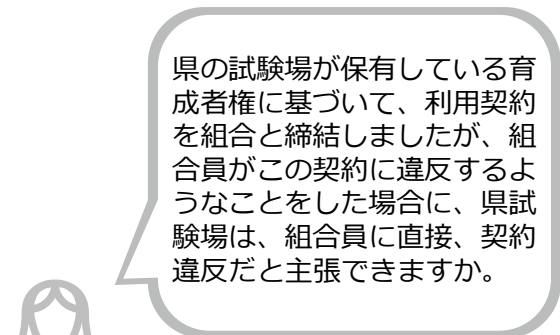
### ■ 実施許諾（ライセンス）に関する相談



登録前の特許発明についてもライセンスすることはできます。ただし、訂正したり、拒絶されたりする場合がありますので、その場合にどうするか、契約で規定しておく心安心です。例えば、

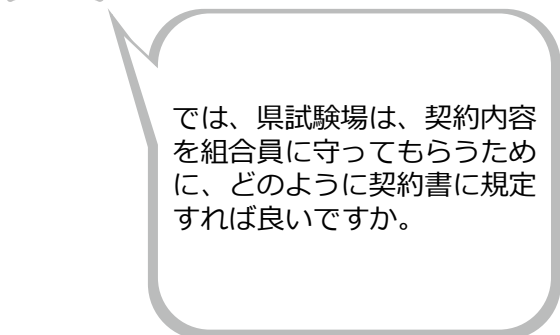
- ・最終的に特許庁で特許としてみとめられなくても、それまでに支払ったライセンス料は返還しない。
- ・訂正した場合、ライセンス対象の製品が、特許発明の範囲に入るか否か両者で協議する。などです。

### ■ 種苗法に関する相談



契約の当事者は、県試験場と組合であるため、契約の拘束力が及ぶのは、この県試験場と組合そのものだけになります。よって、契約関係がない組合員には、直接契約違反だということはできません。

しかし、県と組合との契約で認められた以上の利用を組合員がした場合、組合員の行為は、種苗法違反となる可能性があります。



組合員が契約内容にそった利用をすることを組合の契約上の義務として規定します。

例えば、

- ・組合は、その組合員に、本契約に定める利用権の内容を周知し、その組合員が種苗法に違反をすることのないよう指導監督しなければならない。
- ・組合は、登録品種の生産及び収穫物（果実）とその加工品を利用するその組合員から、遵守する旨の同意書を得る。

※これまでのご相談事項をまとめたQ&Aを公開していますので[こちら](#)もご確認ください

～ご不明な点がございましたら、以下本事業事務局までお問い合わせください～

#### 問い合わせ先

農林水産省 知財マネジメント強化事業 事務局  
 (有限責任監査法人トーマツ ガバメント&パブリックサービシズ)  
 〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング  
 Tel 03-6213-1112 E-mail agri-chizai@tohmatu.co.jp

※有限責任監査法人トーマツは、農林水産省による令和5年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」を受託しました(本相談事業は有限責任監査法人トーマツが農林水産省から受託した上記事業の中で実施するものです)。

# 農林水産研究における知財マネジメントの 実践支援参加機関

# 公募開始

(農林水産省委託事業)

『令和5年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」』に係る実践支援

## 対象

農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む都道府県の公設試験場といった公的研究機関

## 支援内容

専門家チームによって、応募機関の知財マネジメントに係る課題解決に係るアドバイスを実施します。(詳細は裏に記載)



公的  
研究機関



専門家  
チーム

課題解決

2023年9月から2024年1月までの5か月程度の支援

## 募集期間

2023年6月26日(月)から2023年7月21日(金)

## 【実践支援の概要】

### (1) 支援内容

専門家チームによって、応募機関の知財マネジメントに係る課題解決に係るアドバイスを実施します（具体例は以下の通り）

- ✓ 知財の取得・保護・活用に関する戦略やマニュアルの策定支援
- ✓ 組織内の職務発明規程等の見直しや具体的な運用
- ✓ 育成品種の海外展開にかかる戦略・施策の策定支援
- ✓ 国内、海外からの知的財産権侵害等の対策に対する検討
- ✓ 海外展開に向けたパートナー企業との契約に関する支援
- ✓ 未活用知財の活用にかかる戦略・施策の策定支援 等

### (2) 支援期間・回数

期間中に計3～5回程度、対面もしくはオンラインでの支援を実施する予定

## 【応募の概要】

### (1) 応募概要

本事業検討委員会での審議のうえ、3機関程度採択機関を決定

### (2) 応募資格

- ・ 応募対象機関に記載されている対象に準ずること
- ・ 知財マネジメントに関する自組織内の課題を認識していること
- ・ 本事業及び当該実践支援の目的を理解していること
- ・ 専門家の受入態勢を整備できること
- ・ 支援内容及び成果について、セミナーでの報告や事例ペーパー等による公開に協力いただくこと
- ・ 本事業を通じて自組織内の知財マネジメント強化を図ることに前向きな方を歓迎します

## 【応募方法】

以下のURLまたはQRから農林水産省のウェブサイトへアクセスいただき、応募フォーム（エクセル）をダウンロードし、必要事項をご記入の上、応募期間内に提出してください。

URL: <https://www.affrc.maff.go.jp/docs/intellect.htm>

※必要に応じ、組織の概要資料といった補足資料を本紙に記載の問い合わせ先に送付ください

※実践支援の概要、応募の概要、応募方法の詳細は応募要項をご覧ください



お問い合わせ先

令和5年度知財マネジメント支援事業事務局（有限責任監査法人トーマツ 内）  
担当：高木 敏幸、宮田里菜、村上雪恵  
TEL：03 - 6213 - 1251  
メール：agri-chizai@tohmatu.co.jp

農林水産研究における

# 知的財産の保護・活用セミナー

## (オンラインセミナー)

農林水産省委託事業：令和4年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち  
農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」

令和5年 **2月10日** (金)  
13:00～16:00

農林水産業・食品産業研究において求められる研究成果の効果的な社会実装に向けた**戦略的な知財マネジメント**について**知的財産のプロ**がご説明します。また日々、知財マネジメントに取り組む**公設試験場の生の声**もお届けします。是非ご参加ください。

### 開催形態

Zoom Webinar (オンラインセミナー)

※同一機関から複数名聴講される場合、接続台数を制限させていただく場合があります。

### 参加費

**無料**

### 対象者

研究機関等の職員の方をはじめ、農林水産・食品産業の関係者の方  
(都道府県職員、大学職員、生産者、JA、企業 等)

### 主な内容

#### ● 公設試験場の取組み事例紹介

福岡県農林業総合試験場 湯地 哲郎 氏  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 杉本 渉 氏

#### ● 農林水産研究の知的財産について

本間知的財産事務所 本間 政憲 弁理士  
中村合同特許法律事務所 外村 玲子 弁護士

※詳細は次項のプログラムをご覧ください。

### 申込方法

#### 申込用Webサイト

URL : <https://deloitte-tohmatu2.smktg.jp/public/application/add/7259>

QRコードからも  
申込可能です⇒



※Webよりお申し込みができない場合は、セミナー事務局にご連絡ください。  
※本セミナー申込に際しては、株式会社シャノンのサービスを使用しています。  
ご回答いただく内容はSSL暗号化通信により内容の保護を図っております。  
※登録いただいた個人情報については、本事業の範囲内のみで活用し、  
事業終了後に廃棄致します。

知的財産に関するご相談も  
随時承っております。  
(相談無料)

詳細は事務局までご連絡ください。

主催：農林水産省  
後援：日本弁護士連合会、日本弁理士会  
事務局：有限責任監査法人トーマツ、弁護士知財ネット


# ■ プログラム

※プログラムは予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。

時間	内容	講師
13:00～ 13:10	挨拶	農林水産省農林水産技術会議事務局
13:10～ 13:20	手引きのポイント・過年度からの改正点	知財マネジメント強化事業 事務局 (有限責任監査法人トーマツ)
13:20～ 13:45	公設試験場の取組み事例紹介 I	福岡県農林業総合試験場 湯地 哲郎 氏
13:45～ 14:10	公設試験場の取組み事例紹介 II	国立研究開発法人水産研究・教育機構 杉本 渉 氏
14:10～ 14:20	- 休憩 -	
14:20～ 15:00	農林水産研究の知的財産について I -権利化にあたり抑えておくべきポイント について事例を踏まえて-	本間知的財産事務所 弁理士 本間 政憲 氏
15:00～ 15:40	農林水産研究の知的財産について II -契約及び権利行使等にあたり気を付ける べきポイントについて事例を踏まえて-	中村合同特許法律事務所 弁護士 外村 玲子 氏
15:40～ 16:00	全体質疑応答	登壇者全員


## ■ 登壇者プロフィール

### 【公設試験場の取組み事例紹介】



**湯地 哲郎 (ゆじ てつろう)**


- 福岡県農林業総合試験場 企画部知的財産活用課 事務主査
- 一級知的財産管理技能士 (コンテンツ専門業務)



**杉本 渉 (すぎもと わたる)**


- 国立研究開発法人水産研究・教育機構 知的財産課
- 特許事務所にて弁理士として機械・制御分野を担当。建設会社にて知財・ライセンス業務を担当。水産機構3年目。

### 【農林水産研究の知的財産について】



**本間 政憲 (ほんま まさのり)**

- 本間知的財産事務所 弁理士
- 日本弁理士会農林水産知財対応委員長 (2017年)
- 日本茶インストラクター
- 日本弁理士会主催 (農林水産省とのジョイントセミナー) 「農林水産分野における知財ミックス」 2021年3月



**外村 玲子 (とのむら れいこ)**

- 中村合同特許法律事務所 弁護士
- 弁護士知財ネット 農水法務支援チーム 事務局長
- 「農林水産関係知財の法律相談 I」「農林水産関係知財の法律相談 II」 (2019) (日弁連知的財産センター 弁護士知財ネット 監修)
- 農林水産省主催アグリビジネス創出フェア「種苗制度をめぐる現状と課題」 (2020年)

## ■ 問い合わせ先

### セミナーに関するお問い合わせ (お申し込み等について)

セミナー事務局: 有限責任監査法人トーマツ  
〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング  
Tel: 03-6213-1251  
Email: agri-chizai@tohatsu.co.jp  
担当: 中條・高木

### 事業や施策に関するお問い合わせ

農林水産省農林水産技術会議事務局研究企画課  
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1  
Tel: 03-3502-7436  
Email: gikai\_chizai@maff.go.jp  
担当: 雨宮・大堀・門脇